

鳥取縣公報

昭和十六年六月十日
第一千二百四十號

火曜日

本書ノ大半國家定規格A5列

告示

◇鳥取縣告示第四百五十八號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル家庭用金物（バケツ、釣瓶、水杓及肥料杓）ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年六月十日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

家庭用金物（バケツ、釣瓶、水杓及肥料杓）ノ販賣價格
一 平板製品

番號	規		深	格		原板ノ厚	小賣業者 販賣價格
	容量	内口徑		内底徑	耗		
一號	一五立	三三〇耗	二五五耗	二三八耗	〇、二七	耗以上	一、一〇
二號	一三	三〇七	二三三	二二五	同	同	九五
三號	一二	三〇五	二二〇	二一五	同	同	八九
四號	一〇	二九三	一九三	一九五	同	同	八〇

(一) バケツ

(單位一箇)

00519

21200

五號 八 一九〇 一八〇 一八〇 同 七七
 六號 六、五 二七〇 一七〇 一七〇 同 六六
 七號 一二 三〇五 二二〇 二二五 〇、三三耗以上 九九
 八號 一三 三〇七 二二三 二二五 〇、三八同 一、一八
 九號 一五 三二〇 二五五 二二八 〇、四三同 一、四一

(イ) 本表價格ハ溝釣手(幅二〇耗以上、四枚物以上ノ鐵板ヲ溝型トシ塗裝ヲ施シタルモノ)パイプ釣手(六枚物以上ノ鐵板ヲ直徑七耗以上ノパイプトシ塗裝ヲ施シ木管握附ノモノ)又ハ鐵線釣手(太六番以上ノ鐵線ニ塗裝ヲ施シ木管握附ノモノ)附ノモノ、價格トシ竹製釣手又ハ木製釣手附ノモノ、價格ハ本表價格ヨリ三〇錢下ゲトス

(ロ) 補強底輪附ノモノハ四號乃至六號ニ在リテハ本表價格ノ四〇錢下ゲトシ其ノ他ノモノニ在リテハ本表價格ノ六〇錢上ゲトス

(二) 釣 瓶 (單位一箇)

番號	容量	規	瓶	格	小賣業者 販賣價格
一〇號	六立	內口徑 二二〇 耗	深 一八二 耗	內底徑 〇、二七 耗以上	原板ノ厚 耗以上
一一號	四、五	二二〇	一六〇	一七〇	同
(三) 接合水杓 (單位一箇)					
番號	容	規	格	小賣業者 販賣價格	
	量	原板ノ厚	原板ノ厚		

00520

一二號 〇、九立 〇、二九 耗以上 圓 二四

木柄附ノモノハ本表價格ノ一五錢上ゲトス

(四) 母體ノ各接合部(底部ヲ卷締メタルモノハノボリノ部分)ハ總半田附スルモノトス

二 亞鉛メッキ製品

(一) バケツ (單位一箇)

番號	容量	規	瓶	格	小賣業者 販賣價格
一三號	一五立	內口徑 三〇三 耗	深 三〇六 耗	內底徑 二〇三 耗	原板ノ厚 〇、二七 耗以上
一四號	一三	二九二	二五八	二二三	同
一五號	一二	二九〇	二五八	二〇三	同
一六號	一〇	三〇三	二二三	一八五	同
一七號	八	二九〇	二〇〇	一六七	同
一八號	六、五	二七六	一九〇	一六〇	同
一三號乃至一五號ニ在リテハ溝釣手(幅二〇耗以上、三枚物以上ノ鐵板ヲ溝型トシタルモノ)又ハパイプ釣手(六枚物以上ノ鐵板ヲ直徑七耗以上ノパイプ形トシ塗裝ヲ施シ木管握附ノモノ)附一六號乃至一八號ニ在リテハ溝釣手(幅一八耗以上四枚物以上ノ鐵板ヲ溝型トシタルモノ)附ノモノ、價格トス					
(二) 釣 瓶 (單位一箇)					

00521

番號	容量	規	内口徑	深	内底徑	原板ノ厚	形狀	小賣業者 販賣價格
一九號	六立	耗	二二五	一九二	一六七	〇、二七	角底	八五
二〇號	四、五	二二〇	一五三	一七〇	同	同	九底	七三
(三) 押出水杓 (單位一箇)								
番號	容量	規	原板ノ厚	小賣業者販賣價格				
二一號	〇、八立	〇、二七	耗以上	二五				
二二號	〇、六	同	同	三三				
二三號	〇、五	同	同	二二				
木柄附ノモノハ本表價格ノ一五錢上ゲトス								
(四) 肥料杓 (單位一箇)								
番號	容量	規	原板ノ厚	小賣業者販賣價格				
二四號	二、九立	〇、二七	耗以上	四五				
二五號	一、八	同	同	四〇				

00522

番號	容量	規	原板ノ厚	小賣業者販賣價格
二六號	二、九立	〇、二七	耗以上	六三
二七號	一、八	同	同	五五
(ハ) 木柄ヲ附シタルモノ、價格ハ二四號及二六號ニ在リテハ前各表ヨリ六五錢二七號ニ在リテハ同六〇錢上ゲトス				
(五) 一三號乃至一九號ノ價格ハ補強底輪(幅二〇耗以上、四枚物以上ノ鐵板ノモノ) 附ノモノ、價格トス				
(六) 淵卷込線ノ鐵線ハ太二三番以上ノモノトス				
三 前各表中ノ規格ハ容量ニ差異ナキ限り母體各寸法ノ百分ノ五以内ノ公差ヲ認ムルモノトス				
四 耳ダルモノ鐵板ハ厚四枚物以上ノモノトス				
<p>◇鳥取縣告示第四百五十九號</p> <p>昭和十五年九月鳥取縣告示第七百三十九號中左ノ通改正ス</p> <p>昭和十六年六月十日</p> <p>鳥取縣知事 八 田 三 郎</p> <p>附記(リ)ヲ左ノ如ク改ム</p> <p>(リ)本表價格ハ昭和十七年三月三十一日迄ノ價格トス</p>				

00523

◇鳥取縣告示第四百六十號

國民健康保健法第十三條ノ規定ニ依リ左ノ通指定セリ

昭和十六年六月十日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

- 一 組合ノ名稱 美穂村國民健康保險組合
- 二 事務所ノ所在地 鳥取縣氣高郡美穂村大字上味野三百七十五番地二
- 三 組合ノ地區 鳥取縣氣高郡美穂村
- 四 組合員ト爲ルベキ者ノ範圍ヨリ除外スル者

(一) 第三種所得稅壹千八百圓以上ヲ納ムル者

(二) 貧困ノ爲救護法又ハ母子保護法ニ依ル救護ヲ受クル者

(三) 左ニ掲グル者但シ世帯所屬者中被保險者タル資格アル者ヲ除ク

(イ) 勞働者災害扶助責任保險ノ被保險者

(ロ) 職員保險ノ被保險者

(四) 組合規約ニ依リ特ニ定メラレタル者

(五) 指定年月日 昭和十六年六月二日

◇鳥取縣告示第四百六十一號

00524

入頭郡智頭町ニ於ケル青年學校ノ名稱ヲ昭和十六年五月一日左記ノ通變更セリ
舊名 入頭郡公立青年學校智頭實業專修學校
新名 入頭郡智頭町青年學校

昭和十六年六月十日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

◇鳥取縣告示第四百六十二號

左ノ通養蠶實行組合設立ノ件認可セリ

昭和十六年六月十日

養蠶實行組合名	地 區	鳥取縣知事	八 田 三 郎
大 村	入頭郡大村一圓	事務所ノ所在地	認可年月日
		入頭郡大村大字鷹狩二番地	昭和十六年六月四日

◇鳥取縣告示第四百六十三號

米穀現在高調査員左ノ通異動アリタリ

昭和十六年六月十日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

囑託者	解 囑者	擔當調査區域	職務執行ノ場所	囑託解囑年月日
西谷健治	三村常樹	東伯郡北谷村	東伯郡北谷村役場	昭和十六年六月一日
澤 輝政	石原義詮	東伯郡西郷村	東伯郡西郷村役場	同
1	森下信雄	氣高郡日置谷村	氣高郡日置谷村役場	同

00525

鳥取縣告示第四百六十四號

左ノ通り養蠶實行組合設立ノ件認可セリ

昭和十六年六月十日

養蠶實行組合名

地 區
入頭郡社村一圓

鳥取縣知事 入 田 三 郎
事務所ノ所在地
入頭郡社村大字樟原三〇番地

認可年月日
昭和十六年六月五日

鳥取縣告示第四百六十五號

鳥取市大字、區域及名稱ヲ左ノ通變更シ昭和十六年六月四日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年六月十日

鳥取縣知事

入 田 三 郎

大字、字、區域、並名稱變更調書

大字名	大字、字、區域、並名稱	地番	地目	大字名	字名	坪數
東品治町	六三、一	宅地	今町二丁目	一	五六、七五	
同	六四、一	同	同	一	一	
同	九九、一	同	同	一	一	
同	九九、二	同	同	一	一	
同	一〇〇	畑	同	一	一	
同	一〇一	同	同	一	一	
同	一〇二、四	田	同	一	一	
同	一〇二、六	同	同	一	一	

00526

鳥取縣告示第四百六十六號

同	一〇二、二	同	今町一丁目	一	一
同	一〇二、三	同	同	一	一
同	一〇二、五	同	同	一	一
同	一〇三	同	同	一	一
瓦カハラ	一三一、五	宅地	東品治町	一	一
同	一三一、一	同	同	一	一
同	一三一、四	同	同	一	一
同	一三一、四	道敷	同	一	一
同	一三三、四	宅地	同	一	一
同	一三三、三	同	同	一	一
今町一丁目	三、八	田	今町二丁目	一	一
同	三、一	同	同	一	一
同	三、四	同	同	一	一
同	三、三	同	同	一	一
同	四	宅地	同	一	一
同	五、三	同	同	一	一
同	六、三	同	同	一	一

00531

労働技術統計調査

今年 は 範圍 を 擴大

(統計課)

労働技術の統計調査は、大正十一年以來労働技術統計調査令に依つて毎年六月十日現在で行はれてゐて本年も此の日に於けることになつてゐるが、之は賃金規制の計畫及び運用に必要な統計を作成するのが主たる目的であつて、併せて勞務動員其の他の計畫に必要な統計を作成するために各産業に於ける労働事情等の事項を調査するものである。従來は工、鑛業事業體、運輸事業體のみを調査してゐたのであつたが、本年は事務所商店が新に追加されて調査せられることになつた。

事業體としての調査單位の決定方は、同一場所に於て不可分の一體にある全經營を指すのであつて、従つて工、鑛業事業體及び運輸事業體の如く従來の調査のやうに作業現場のみを以て一事業體とせられてゐたものが、今後は作業現場に附屬する事務所等も包

括されて一事業體とせられることになつた。

又今回新に調査せられる事務所商店は各事務所、店舗等を各一事業體とせられるのであるが、之等に附屬する不可分の一體にある附屬のものは總て包括せられるのであつて、調査の客體は各事業體の事業主、勞務者及び技術者を調査するのである。

即ち工業事業體にあつては工場、ガス電気水道事業體、船舶解體事業體、砂鑛事業體を、運輸事業體では地方鐵道、軌道、加空索道、乗合自動車運輸事業體、旅客自動車運送事業體、貨物自動車運送事業體、小運送事業體、其の他の陸上運輸事業體、航空輸送事業體及び回漕事業體を、事務所、商店では商店、銀行、會社組合を、事業主とは事實上事業體を管理する者を指すのであつて更に勞務者は家事に従事する者を除いた他人に雇傭せられ労働に従事する者を、又技術者は調査事業體にある現技術者、元技術者技術能力者をそれ〳〵調査するのであるが、工、鑛業事業體、運輸事業體では労働者五人以上、又は労働者五人以上を使用する設備あるもの、事務所商店では労働者以外の勞務者十人以上を使用する事業體は六月十日現在に依つて調査せられることになつてゐる。

× × ×

00532

徴用工員の家族を

援護 しませう

(職業課)

時局の進展に伴ふ事變關係各種工業の繁忙と、日滿支を一體とする生産力擴充計畫實現を期する諸事業の殷盛は、國內勞務需給調整上種々窮屈な事情を來し、これがため國民徴用令の發動によつて諸種の方面に工員を徴用せられて、それ〳〵國家須要の業務に應徵就務して居り、従つてこれ等應徵員の家族援護に對しても各市町村に於て極力遺憾なきを期せられて居るのである。

然るに今や農繁期も切迫しその家族援護について一層留意を要する時期になつてゐて、これら徴用者の家族中には勞力不足のため各方面の援助がなければ農繁期切迫の困難な事情にあるものも相當有ると思はれるので、過日も各市町村長宛に留意を要望した次第である。

この應徵員家族の援護は軍事應召者家族と同様に格別の配慮をすることとなつて居るのであつて、本縣に於て徴用せられたものばかりでなく他府縣に於ける應徵員についても同様の留意を以て援護し、決して被徴用者をして後顧の憂なからしめるやう、各

關係方面の積極的活動を希望する次第である。

尙陸軍用に徴用せられてゐる者は軍屬となるべきものであるから、應徵者の家族に對しては必要に應じて軍屬の家族に對する軍人援護を及ぼされるのであつて、市町村長に於て調査の上眞に必要な者に對しては軍人援護會鳥取縣支部長宛申請することになつて居り、又、農繁期或は其の他止むを得ぬ事由發生の場合は、市町村長若は地方官憲(警察署長等)の證明書を添付して願出する者に對しては、休暇をも許可せられる方針の趣である。

× × ×

第一回甘藷 増産競技會

申込は十五日限り

(農務課)

近時甘藷は酒精原料又は代用食糧として其の需要頗る増加し、従つて縣では縣農會との提携の下に之が増産を奨励しつゝあるのであるが、今回縣農會主催を以て、甘藷の増産を圖るため、鳥取縣一圓を出品區域とする「第一回甘藷増産競技會」を開催することとなつた。其の要綱は次の通りである。

- 一 出品は左の各號に該當するものであること
- (イ) 出品者は農事實行組合であること
- (ロ) 出品組合は甘藷五反歩以上栽培すること
- 二 出品組合は六月十五日限り出品申込書を町村農會及び郡市農會を經由して縣農會に提出すること
- 三 審査は豫備審査と本審査に分ち、豫備審査は郡市農會に於て行ひ、豫備審査に合格したるものに於て本審査を行ふ
- 四 郡市農會は十二月十日までに豫備審査を行ひ、順位を附して縣農會に報告すること
- 五 審査長の派遣及び褒賞の授與は知事に申請し、審査員は競技會々長が任命又は囑託する
- 六 審査は次の事項に付て之を行ふ
 - (イ) 増殖計畫
 - (ロ) 増殖実績
 - (ハ) 收量実績
 - (ニ) 酒精用、工業用、食糧用供出成績
- 七 審査の結果成績優良なるものに對しては次の如く賞金を授與する

一等賞	一點	一〇〇圓
二等賞	四點	三〇圓
三等賞	八點	二〇圓
四等賞	二四點	五圓

八 出品組合は審査を拒み若くは審査決定に對して異議を唱へ、且つ又授與褒賞を拒むことは出来ない

九 本要綱に違反したる時若くは不正の行爲のあつた場合は出品資格を取消し、又は既に授與したる褒賞及び賞金は之を返戻せしめられることがある。

尚ほ出品申込書には組合員數、栽培人員、栽培反別、全收量、酒精用工業原料用供出數量、食糧用供出數量、種用貯藏數量、自家用食糧數量等昭和十五年度の實績、十六年度の計畫に分け、更に個人栽培反別、本年度栽培の方針を記入して競技會長宛提出することになつて居る。

統制販賣價格並賃金の告示

價格等統制令及び賃金統制令の規定に依り、鳥取縣告示を以て公布せられた統制價格並に賃金の五月中の分は左の通りである。

- △好飯櫃の販賣價格指定 五月二日付告示第三百六十一號
- △紙捻糸の販賣價格指定 五月二日付告示第三百六十二號
- △玩具木製三輪車の販賣價格指定 五月六日付告示第三百六十七號
- △伯州棉種子の販賣價格認可 五月六日付告示第三百六十八號
- △石油の販賣價格指定 五月九日付告示第三百七十八號
- △絹洋服地の販賣價格指定 五月九日付告示第三百七十九號
- △伯州棉實棉の販賣價格認可 五月九日付告示第三百八十號
- △藥品類の販賣價格認可 五月九日付告示第三百八十一號
- △紡製品の販賣價格認可 五月十三日付告示第三百八十七號
- △荒島石の販賣價格認可 五月十三日付告示第三百八十八號

- △萁盆炭の販賣價格認可 五月十三日付告示第三百八十九號
- △文化紙の販賣價格認可 五月十三日付告示第三百九十號
- △打綿の加工賃認可 五月十三日付告示第三百九十一號
- △肥料の販賣價格指定 五月十六日付告示第四百號
- △文化櫃の販賣價格指定 五月十六日付告示第四百一號
- △荒物類の販賣價格指定 五月十六日付告示第四百二號
- △家庭器物の販賣價格指定 五月二十日付告示第四百十號
- △印刷料金の認可 五月二十日付告示第四百十一號
- △硝子器の販賣價格認可 五月二十日付告示第四百十二號
- △石炭の販賣價格指定 五月二十日付告示第四百十七號

00535

△利器類の販賣價格指定

五月二十三日付告示第四百十九號

△鳥取縣農會、鳥取縣蠶業組合聯合會及び鳥取縣畜産組合聯合會協定貨金の變更認可

五月二十三日付告示第四百二十七號

△斷熱瓦の販賣價格認可

五月二十七日付告示第四百三十二號

△七島蠶網の販賣價格認可

五月二十七日付告示第四百三十三號

△區域貨物自動車運送事業運賃の變更認可

五月二十七日付告示第四百三十七號

△鋼板製品、線材製品、平板製品、鍍力製品の販賣價格指定

五月三十日付告示第四百三十八號

△菓子紙箱容器の加算額指定

五月三十日付告示第四百四十四號

△乾燥肥料の販賣價格指定

五月三十日付告示第四百四十五號

△電熱器の販賣價格認可

五月三十日付告示第四百四十六號

◎行旅死亡人

- 一本 籍 住所身分、職業氏名不詳 推定年齢四十歳前後
- 一 男女別 男子

昭和十六年六月十日印刷
昭和十六年六月十日發行

一人相着衣特徴 身長五尺三寸位、頬焦々、眉毛薄々、稍長シ、鼻

高ク頭髮五分刈リ、體瘦形、口耳普通、セル單衣ニ同様羽織、純綿白半襟袴(襟ハ水色紹)夏メリヤスシャツ白木綿ノ半ズボン、猿又紺、足袋ヲ穿テタリ

一 所持 金品 黒皮製褌口一個、現金一圓八十三錢、ブリキ製晝陽マツチ一個

右ハ四月二十九日午前五時頃常磐線磐城太田驛北方レール一杆ノ地點ニ轢死セルヲ發見シタルモノナリ

一 取扱者 相馬郡太田村長 高野將衛
心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

◎行旅死亡人

一 住所、居所 氏名 不詳

一 年齢 六十七歳位ノ男

一 人 相 身長五尺二寸位、體格瘦タル方、顔長キ方

色黒、目口耳常態、頭髮前長半白

一 着 衣 銘仙袷羽織、木綿縞袴、水色絞兵兒帶、桐駒

一 所持 品 西洋手拭

一 死亡年月日 昭和十六年四月二十二日

一 死亡場所 倉敷市老松町地先山陽線踏切

一 取扱者 倉敷市長
心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

鳥取縣鳥取市東町 發行所
鳥取縣鳥取市大字古海 印刷所
鳥取縣鳥取市支所